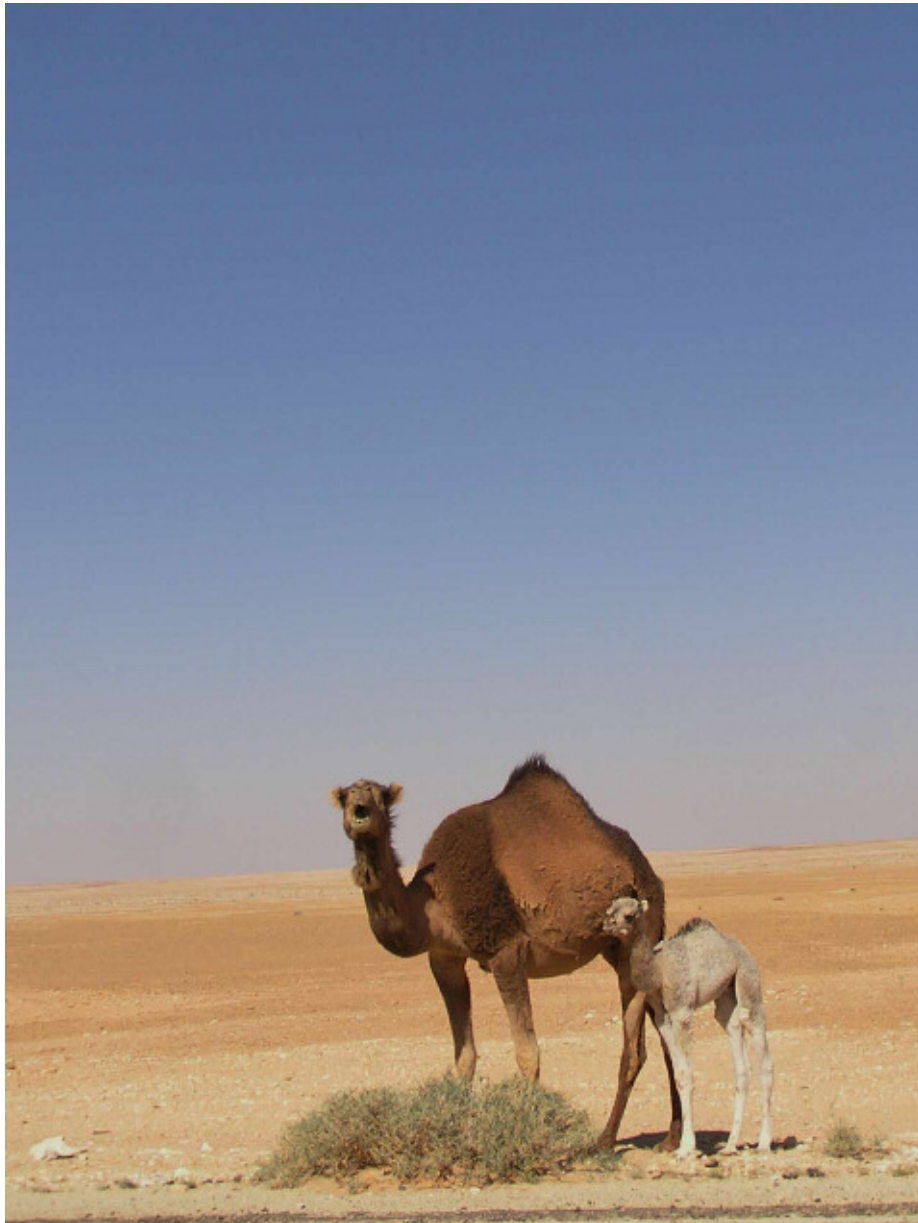


2013. 7

Law Office YODOYABASHI

No.20



砂漠の親子

〒541-0041 大阪市中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936 URL <http://www.yodo-law.com>

「特定商取引に関する法律」の一部改正

1 「押し買い」被害とは

かつては押し売りという迷惑な訪問者がいましたが、現在は「押し買い」による被害が多数報告されています。

「押し買い」とは簡単にいうと、いかにも押しの強いあつかましい人が自宅に突然訪問してきて、貴金属など換価価値がありそうな品物を、執拗かつ強硬に、騙し脅して安い値段で売却させ、品物を持って行ってしまうものです。指にしていた指輪をむりやり外そうとしたり、長時間居ついたり、家に上がり込むそぶりを見せて困惑させて売らせるのです。

当事務所の関係者の自宅へこういった押し買いが来たということも話題になりましたし、私の元依頼者にもいました。その方は一人住まいで精神にハンディキャップを持つ農家の若者だったのですが、農作業に実際に使用をしている農機具を、ただ同然の価格で売却させられ持って行かれてしまったのです。

一般的には貴金属が狙われることが多いようです。換金しやすいからだと思います。

こういった「押し買い」は突然やってくることもありますし、例えばリサイクルショップと名乗って電話をかけてくることもあります。「いらぬもので売りたいものがある」とでも言ってしまうらしめたもので、堂々と訪問してきます。

このような被害が目立ったためこうした「押し買い」被害を防止するべく、平成24年8月、「特定商取引に関する法律」が改正されました。

2 特定商取引に関する法律とは

この法律は訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（マルチ商法・ネズミ講）等の6つの取引類型について、業者に一定の書面を交付する義務を課したり、クーリング・オフを認めたり、威迫困惑行為を禁止したりするもので、違反をした場合には、取消権や中途解約を認めようとするものです。行政措置や刑事罰が課される場合もあります。

3 今回の改正の内容

(1) 改正法は、押し買いを「訪問購入」として7番目の取引類型に追加し規制対象としました。

訪問購入は、「物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において売買契約の申し込みを受けたり締結することによって物品の購入を行うこと」と定められました。

(2) 改正法は訪問購入業者に対し、まずもって勧誘を要請しない方の自宅や職場への飛び込みの訪問勧誘を禁止しました。電話による勧誘は禁止されませんが、その際には勧誘意思の確認を求め、拒絶されればそれ以上勧誘してはいけません。いわゆる不招請性勧誘の禁止です。売ってもよい、という方に対しても、訪問購入業者は予め事業者名を告げ、購入目的であることを明示し、購入目的の物品の種類を明示しなければなりません。また、物品の種類や購入価額、後述のクーリング・オフに関する記載をした契約書類を作成して交付する義務があります。

ただ、悪い業者がこういった不招請勧誘の禁止に違反をしたとしても主務大臣は業務停止命令を出すことはできますが、売買契約を取り消したり解除ができるということまで定められていません。こうしたことに対しては、法的には民法に基づく詐欺・恐喝による取り消しや不実告知を理由とする消費者契約法に基づく取り消しなどが別途整備されています。

改正法が認めた手段として実効性があると思われるものはクーリング・オフ制度です。訪問購入の場合、契約書面が交付されてから8日間は売買契約の申し込みの撤回や契約の解除を無条件で行うことができます。

また、このクーリング・オフの期間内であれば、売主は訪問購入業者に物品の引渡を拒絶して手元に置いておくことが可能です。この物品の引渡の拒絶が可能であることについても契約書面に記載する義務があるとされていますし、物品の引渡の際の不実告知や威迫、困惑行為も禁止されています。しかし、悪い業者は強引に持って行ってしまふことが多いでしょう。

もし、期間中に物品を引渡し、それが第三者に転売されたとしても、その第三者が善意無過失でなければ、その物品の返還を求めることも法的には可能です。

この押し買い被害は今回の法改正にもかかわらず増大することが予想されます。

皆様もご両親・親戚・兄弟や親しい方がこういった被害に遭っていないか注意をしていただき、もし押し買いにあった方がおられた場合、当事務所にとにかくお早めにご相談くださることをお勧めします。



淀屋橋の宇宙学



第6回「宇宙版し・ミゼラブル？」

最近の映画「し・ミゼラブル」(ああ無情)では、ジャン・バルジャンに扮するヒュー・ジャックマンの名演技が見所でした。この名作については、皆様もよくご承知の通り、移ろう時代の中での、不変の愛がテーマとなっています。

これに対し、宇宙はどうかというと、不変とはほど遠い七変化ぶりであり、まさに「ああ無常」と言ったところですよ(まさかのダジャレ。失礼しました…)。

今回は、そんな宇宙の諸行無常っぷりをご紹介します。

宇宙がビッグバンによって始まったということは、今では小学生でも知っている有名な話です。宇宙は、今から、約137億年前に、超高温の火の玉として生まれ、その後、膨張しながら温度を下げてゆき、ガス同士が重力で集まって星を生み、やがて銀河や銀河団を形成して、現在の姿に至りました。

では、宇宙の未来はどうなのでしょう。今の姿のまま安定していくのでしょうか? 実は、宇宙の未来も、かなりの「ああ無常」となっています。

つい最近まで、宇宙膨張は時間とともに減速していくと考えられていました。それは、ビッグバンで始まった宇宙膨張が、その後、宇宙空間の中にある全物質(銀河や銀河団、等)の重力に引かれて徐々に勢いを削がれ、膨張速度が低下していくと考えられたためです。このモデルでは、宇宙膨張はいずれほぼ止まるであろうと予想されていました(これなら比較的安定した未来です)。

ところがどっこい! 最新の観測結果から、現在の宇宙膨張は、減速どころか、加速していることが判明したのです! 加速は、慣性では説明できません。つまり、宇宙空間内の重力に対抗する何らかの斥力(外向きの力)が働いて、宇宙膨張を加速させていると考えなければなりません。この、宇宙を外向きに押し広げている力が何なのかについては、現時点で全くの不明であり、現代宇宙論最大の謎となっています。科学者達は、この正体不明の力を「ダークエネルギー」と名付けました。

しかも、不可解なことに、宇宙膨張が加速を始めたのは、今から約60億年前からとなっており、それまでは、宇宙空間におけるダークエネルギーの総量は、宇宙空間内の重力に打ち勝つほどの量ではなかったようです。それが、宇宙膨張とともに、ダークエネルギーが増大し、やがて重力に打ち勝って宇宙膨張を加速させるまでになったのですから、このエネルギーは、宇宙空間の膨張とともに増加していくという摩訶不思議な性質を持っています。エネルギー保存則を無視する異端児なのです。

ダークエネルギーの増加率にもよりますが、宇宙膨張がこのまま加速しますと、いずれ膨張速度が無限大に近づき、銀河や星から原子に至るまで、バラバラに引き裂かれてしまう、という未来が予想されています。これを「ビッグリップ」と呼んでいます。天の川銀河もアンドロメダ銀河も、イスカンダルもウルトラマンの故郷も、みんな仲良くびっくりパーンと全滅です。そして、星一つ無い真っ暗な空間だけになって終わる、というのが宇宙の未来予想なのです。

いかがでしたか? 宇宙版の無常「し・ミゼラブル」、何だか寂しいエンディングでしたね。やはり、「し・ミゼラブル」は、当事務所の理念でもある? ユーゴー作の永遠の愛が一番です…。



(Image credit: NASA/ESA/A. Feild/STScI)

お困りでは
ありませんか？

法律事務所がお手伝いします！ あんなコトやこんなコト！！

第1回 ～遺産の整理～

遺産整理：ワンストップサービス

ご親族がお亡くなりになり相続人となられた場合、①相続人は他に誰がいるのか、②遺言はあるか分からない、③遺産・負債はいくらくらいになるのか、④相続税などの申告はどうしたらよいのだろうか……といった点でお困りのことがあると思います。

淀屋橋法律事務所では、こういったニーズに応え、上記①から③の点を調査するサービスを、費用10万円を目安として（消費税、出張日当、実費別途です）行っております。

相続人と遺産の範囲が確定した後、さらに①遺言の検認や②相続放棄申述、③限定承認申述、④財産分離、⑤預金の払い戻し手続きなど遺産の換価・保管、⑥遺産分割協議書の作成といった整理作業をする必要がありますが、①②についてはそれぞれ10万円程度、③④についてはそれぞれ30万円程度で受任致します。⑤⑥については遺産の数量・価額により相談させていただきます。

また、相続税の申告、遺品の整理・処分、各種許認可の手続き、保険年金の申請、登記手続きなども、専門家の紹介等を利用してお手伝いしております（ワンストップサービスを実現しております）。

なお、調査サービスや換価を除く整理作業についてはお一人様からの依頼でお受けしますが、換価・保管や遺産分割協議書の作成については、相続人全員の承諾を得ていることが前提となりますので、相続人間で争いがある場合は遺産分割協議として受任することになります。

相続人となられた場合には、お気軽に当事務所まで是非ご相談下さい（相談料は1万円くらいからです）。

暑中お見舞い申し上げます

今年の暑さはまた格別です。皆様お元気におすごしでしょうか。

景気も一見よくなりそうですし、自民党の力で日本は安定して良くなるような雰囲気ですが、喜んでばかりはいられないでしょう。

私達一人一人がしっかりと社会のあり方をよく見て考えていきたいと思っております。

平成25年 7 月

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

弁護士	藤	井	勲	弁護士	山	本	彼	一郎	弁護士	太	田	真	美
弁護士	阿	部	清	司	弁護士	山	本	彼	一郎	弁護士	太	田	真
弁護士	阿	部	清	司	弁護士	出	口	み	どり	弁護士	奥	田	直
弁護士	安	田	正	俊	弁護士	井	上	敏	志	弁護士	今	井	佐
弁護士	西	野	航	志	弁護士	高	野	史	恵	弁護士	稲	垣	真
弁護士	黒	田	拓	志	弁護士	鹿	野	耕	平	弁護士	中	嶋	俊
弁護士	松	本	京	子	弁護士	河	田	広	徳	事務局	一	同	同

表紙の写真（砂漠の親子）

親子だけで砂漠に行く野生の駱駝に出会いました。
まだカダフィーが支配していた当時のリビアの旅でした。

（撮影者 芝 康司）